

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「いかなる事情があっても」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定による減免をしたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5条を次のように改める。

（授業料等の減免）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは授業料を、第2号に該当するときは入学考査料及び入学料を減免することができる。

(1) 病気その他正当な理由による休学が1月以上に及ぶとき。

(2) 災害その他特別な理由があると認めるとき。

第6条第1項中「及び成績証明書」を「成績証明書その他生徒の記録に係る証明書」に改め、同条第2項中「前項の証明書」を「同項の証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

災害等の理由による入学考査料及び入学料の減免をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。